

屋外広告物条例 のしおり

迷惑してます！
ルール違反の屋外広告



春日部市
KASUKABE CITY



はじめに

私たちの住む街や郊外の道路沿いなどには、ポスターや立看板、広告塔や廣告板など大小を問わず多種多様な屋外廣告物が出されています。

優れたデザインの屋外廣告物は身近な情報源として有益であるとともに、街に賑わいや活気をもたらします。

しかし、無秩序、無制限に出されると廣告としての本来の役割を果たさないばかりか、自然や街のもつ美しさを著しく損なうことになります。

また、その設置や管理が適切に行われないと、落下や倒壊によって思わぬ事故を招くこともあります。

そこで春日部市では、屋外廣告物法とこれに基づく春日部市屋外廣告物条例により、屋外廣告物について必要な規制を行っています。この「しおり」は、市内で屋外廣告物出す場合のルールを理解していただくことを目的として作成したものです。

目次

I 屋外廣告物とその規制	1
II 屋外廣告物を出してよい場所・いけない場所	2
III 許可の基準	5
IV 適用除外の屋外廣告物	10
V 許可手続きと手数料	13
VI その他の注意事項	16

I 屋外広告物とその規制

屋外広告物とは？

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるもので、看板、立看板、広告塔、広告板などをいいます。

建物などの外側に表示される文字やシンボルマーク、商標、写真、絵画、映像など、一定のイメージ等があるものが対象となります。したがって、営利的な広告物かどうかなど、内容は問いません。

屋外広告物の規制とは？

屋外広告物については、

- ① 良好的な景観の形成と風致（自然のもつ美しさ）の維持
- ② 公衆に対する危害の防止

の2点から、規制を行っています。

具体的には、広告物それ自体とこれを表示するための広告板や広告塔などの物件（以下「屋外広告物」と総称します。）の大きさ、高さ、数量やその維持管理などについて規制しています。

出してはいけない屋外広告物と出す場合の共通基準

次に該当する屋外広告物は、出すことが禁止されています。（「禁止広告物」といいます。）

禁止広告物

- ① 著しく汚染したり、退色したり、塗料等のはく離したもの
- ② 著しく破損したり、又は老朽したもの
- ③ 倒壊や落下のおそれがあるもの
- ④ 信号機や道路標識などに類似するものとこれらの効用を妨げるようなもの
- ⑤ 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

これらに該当する屋外広告物は、これを表示、設置又は管理しているものが直ちに除却（撤去）等しなければなりません。

また、屋外広告物の規制の趣旨から、次の共通基準があります。

共通基準

- ① 同系統の中間色を使用することにより色調を整えてあること
- ② 蛍光塗料、発光塗料又は反射塗料を使用していないこと
- ③ 裏面及び側面が美観を損なわないものであること

II 屋外広告物を出してよい場所・いけない場所

良好な景観の形成や風致の維持、公衆への危害防止のため、特定の地域や場所では屋外広告物を出すことを禁止し（「**禁止地域**」といいます。）、それ以外の地域や場所は許可を受けて屋外広告物を出す（「**許可地域**」といいます。）ことになっています。

また、禁止地域や許可地域に係わらず、信号機や街路樹など屋外広告物を出してはいけない物件（「**禁止物件**」といいます。）も定めています。

春日部市屋外広告物条例

禁止地域 . . . 一般広告物は出せない地域

禁止物件 . . . 屋外広告物を出してはいけない物件

許可地域 . . . 屋外広告物を出すのに市長の許可が必要な地域

●適用除外

上記のように屋外広告物を出すには制約がありますが、法令の規定により表示する屋外広告物、公共的目的を持って表示する屋外広告物、あるいは個人の住宅の表札や商店などが店に出す看板など、私たちが日常生活を営む上で必要最小限のものについては、広範囲に例外を認めています。（これを「**適用除外**」といいます。）

適用除外となる屋外広告物については、禁止地域、許可地域あるいは禁止物件に関する規制の一部又は全部が緩和されます。

区分	禁止地域	許可地域
自家広告物	一定基準までは許可不要で 出すことができます。 許可を受けると基準が緩和 等されます。	左に同じ
一般広告物	出すことはできません。（一 部の例外あり）	一定基準内で許可を受けれ ば出すことができます。

【自家広告物】

自家広告物とは、自己の事業所等の建物やその敷地に、自己の氏名や名称、事業内容などを表示するものをいいます。

【一般広告物】

一般広告物とは、他人の土地又は建物を利用（借用）して、広告を表示するものをいいます。

禁止地域とは？

景勝地、美しい街並みや沿道など、特に良好な景観形成への配慮や風致の維持の必要性が高い地域や場所、あるいは都市公園や学校など屋外広告物を出すことが好ましくないところなどでは、屋外広告物を出すことを禁止しています。

禁止地域では、自家広告物等の例外を除き、屋外広告物は出せません。

(1) 都市計画法に基づく第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は生産緑地地区

(2) 市民農園

(3) 文化財保護法、埼玉県文化財保護条例、春日部市文化財保護条例により指定された建造物とその周囲の地域や史跡名勝天然記念物として指定された地域

※文化財保護法 ●牛島の藤、●神明貝塚

埼玉県文化財保護条例 ●花蔵院の四脚門、●(西金野井)香取神社本殿、●五ヶ門樋付中庄内樋管1基、排水機場跡1基、●満藏寺のお葉附きイチョウ、●碇神社のイヌグス、●蓮花院のムク、●小島庄右衛門墓

春日部市文化財保護条例 ●小渕山観音院仁王門、●立野天満宮本殿、●やじま橋

●めがね橋、●花積貝塚、●内牧塚内古墳群、●秋葉神社の夫婦松

(4) 東武鉄道の市内全区間

(5) 都市公園法に規定する都市公園

(6) 市長が指定する河川及びその付近の地域

(7) 駅前広場及びその周囲の地域

※春日部駅東口・西口、南桜井駅北口・南口、
北春日部駅西口・武里駅西口

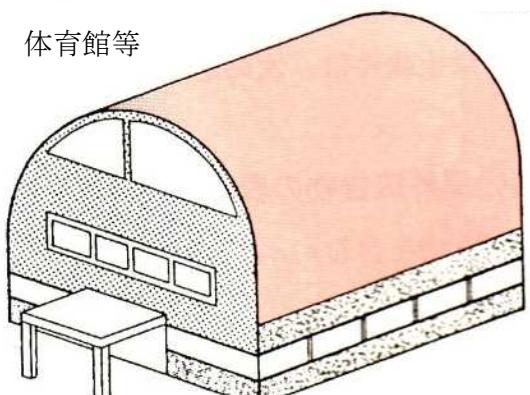
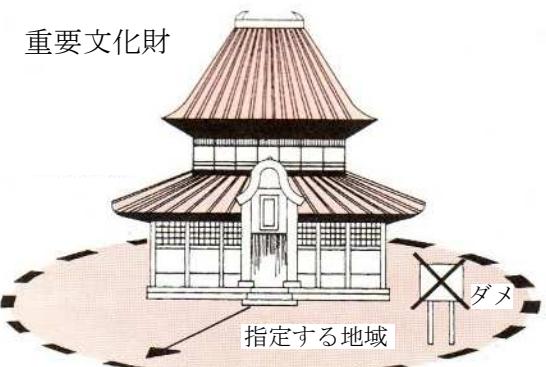
(8) 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館、
体育館、公衆便所の建物とその敷地

(9) 延床面積200m²以上の博物館、美術館、
病院の建物とその敷地

(10) 古墳及び墓地

(11) 社寺、教会及び火葬場の建物とその境域

(12) 春日部市景観条例の規定により指定された
景観計画重点地区のうち、市長が指定する区域
※現在指定された地区はありません



許可地域とは？

市長の許可を受けなければ屋外広告物を出せない地域です。市内の禁止地域を除くすべての地域が許可地域となっています。

禁止物件とは？

屋外広告物を出すことにより良好な景観形成の妨げとなったり、風致を害したり、あるいはその物件が本来もっている機能や効用を害することになる物件は、屋外広告物を出すことを禁止しています。

禁止物件には、原則として屋外広告物を出すことはできません。

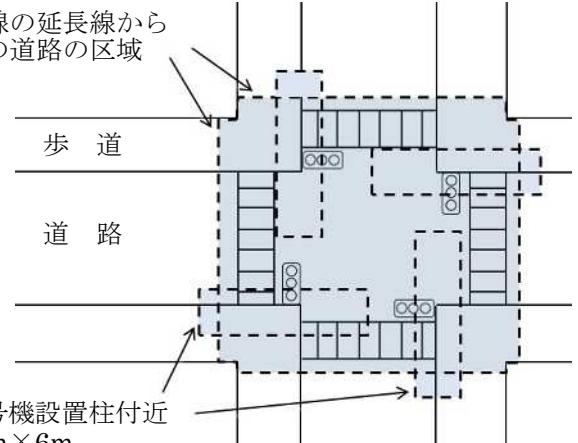
1 すべての屋外広告物の表示又は設置を禁止する物件

- (1) 橋（歩道橋を含む）、トンネル、高架構造物、分離帯
- (2) 石垣、擁壁
- (3) 街路樹、路傍樹
- (4) 信号機、道路標識、歩道柵（ガードレール）、駒止め、里程標
- (5) 信号機を有する交差点に係る停止線の延長線から内側の道路の区域及び信号機の設置された標柱の下端から道路に沿って前後10mまでの地点の両側3m以内にある電柱、街灯柱、その他電柱に類するもの
- (6) 消火栓、火災報知器、火の見やぐら
- (7) 郵便ポスト、電話ボックス、路上変電塔
- (8) 送電塔、送受信塔、照明塔、展望塔
- (9) 煙突、ガスタンク、水道タンク、
その他のタンク
- (10) 形像、記念碑
- (11) 景観法の規定により指定された景観重要建造物及び景観重要樹木

(5) の解説

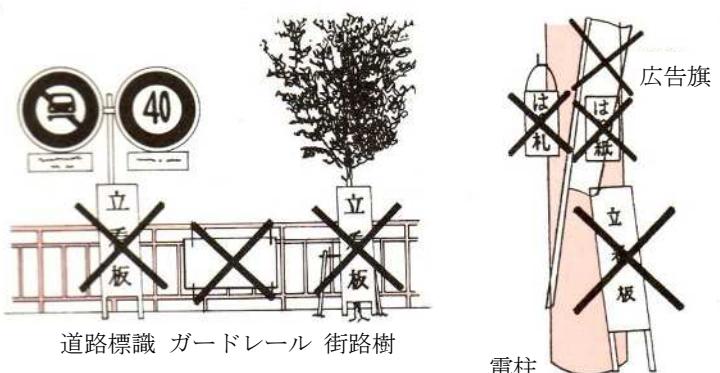
信号機標柱付近の禁止物件（■内にある電柱等）

停止線の延長線から内側の道路の区域



2 はり紙、はり札、立看板、広告旗（のぼり旗）のみ表示又は設置を禁止する物件

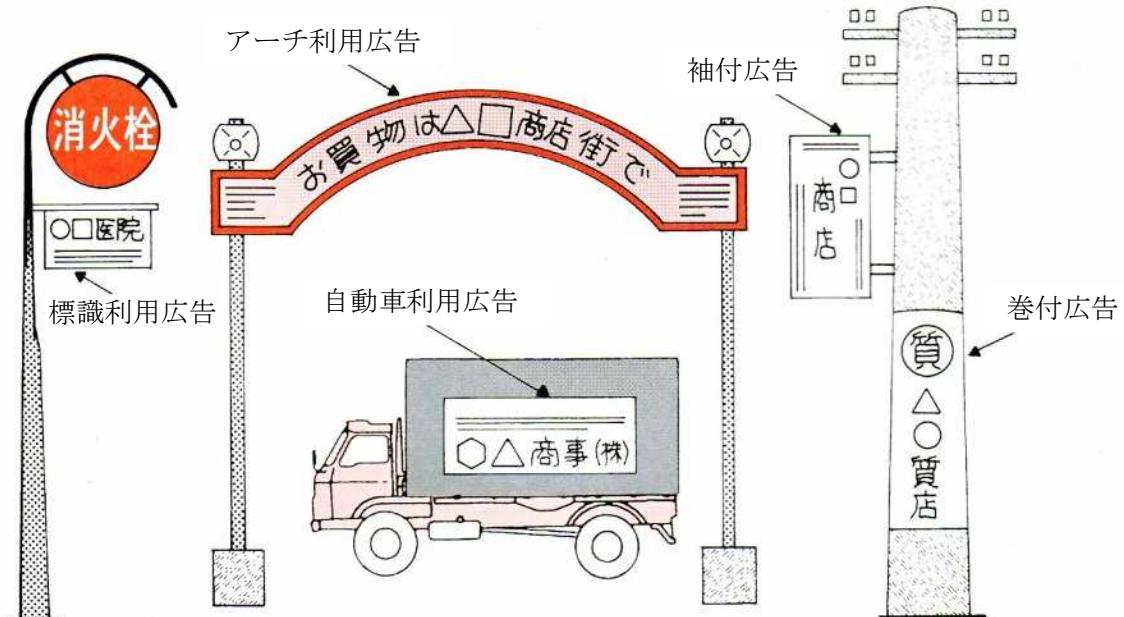
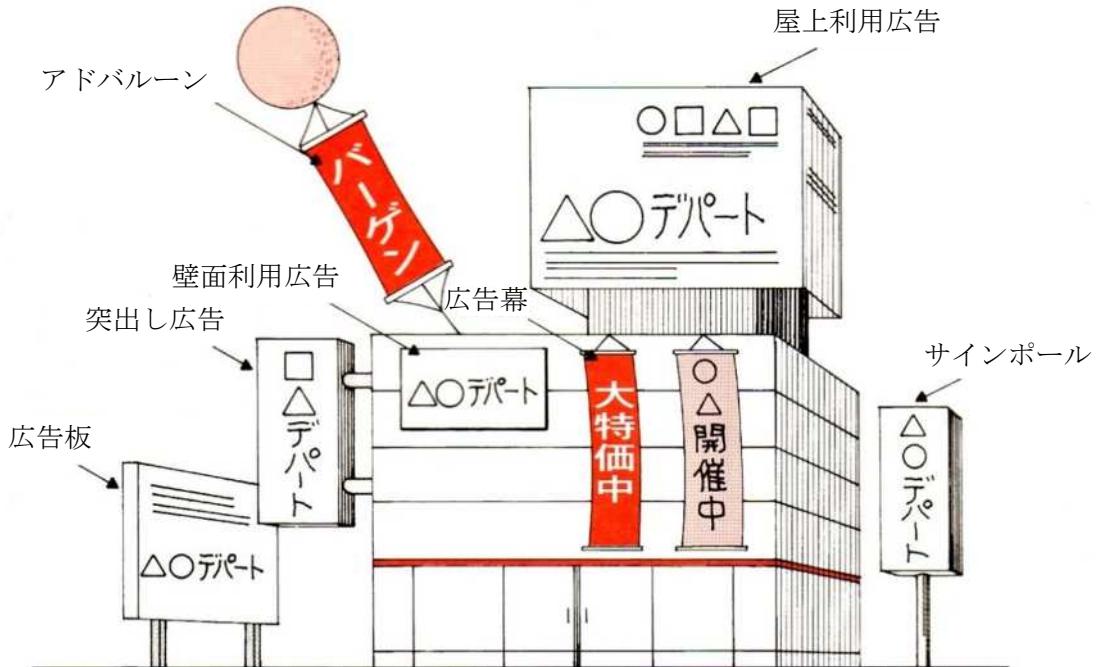
市内の国道、県道、市道の
市内全区間及びこれに面する
場所にある電柱、街灯柱、
その他電柱に類するもの



III 許可の基準

春日部市では屋外広告物をその種類と掲出方法によって次のように分類して、それぞれに基準を設けています。

屋外広告物の種類



屋外広告物の基準

1 建物を利用して出される屋外広告物の基準

建物の屋上や壁面を利用して出される屋外広告物の基準は、出す場所によって次のとおりです。

(1) 屋上利用広告

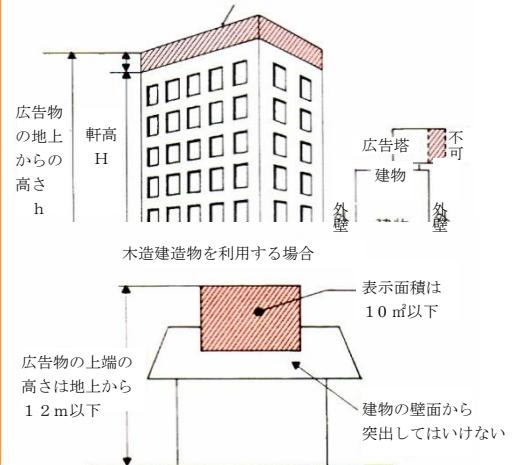
建物の屋上に出す屋外広告物です。

基準

- 1 表示面積の合計は、建物の全壁面面積の 10 分の 1 以下であること。ただし、10 分 1 が 10 m^2 に満たないときは 10 m^2 以下であること。
- 2 広告物の上端の高さは、地上から軒高の 3 分の 5 以下でかつ、 48m 以下であること。ただし、3 分の 5 が 12m に満たないときは、地上から 12m 以下であること。
- 3 建物の壁面から突き出さないこと。
- 4 市街化調整区域においては、使用されている色のうち、面積が最大のものの色相は、色相 R、YR では彩度 8 以下、色相 Y～RP では彩度 6 以下とすること。ただし、自家広告物については、この限りではない。

$$h \leq H \times 5/3 \leq 48\text{m}$$

表示面積の合計は
全壁面面積の $1/10$ 以下



なお、建物が木造の場合の上記 1～3 の基準は右図のとおりです。

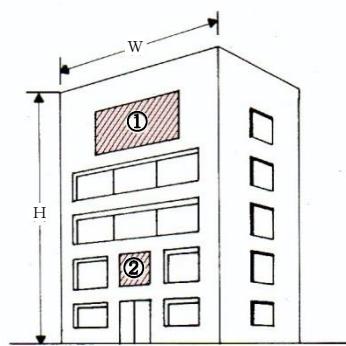
(2) 壁面利用広告

建物の壁面に平行して出す屋外広告物です。

基準

- 1 表示面積は、広告物を出す壁面の面積の 5 分 1 以下であること。ただし、都市計画法第 8 条第 1 項の規定により定められた近隣商業地域及び商業地域にあっては、10 分の 3 以下であること。
- 2 同一の壁面に複数の広告物（自家広告物を含む）を出す場合は、その合計面積が 1 の表示面積の基準以下であること。
- 3 3 階以上の階にある窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと。
- 4 市街化調整区域においては、使用されている色のうち、面積が最大のものの色相は、色相 R、YR では彩度 8 以下、色相 Y～RP では彩度 6 以下とすること。ただし、自家広告物については、この限りではない。

$$(①+②) \leq H \times W \times 1/5$$

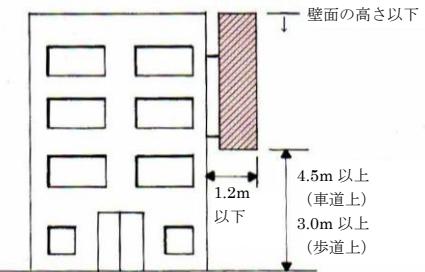


(3) 突出し広告

建物の壁面から突き出す屋外広告物です。

基準

- 1 壁面からの突き出し幅は、1.2m以下であること。
- 2 上端の高さが壁面の高さ以下であること。
- 3 道路上に出る場合は、(※) 下端の高さが
歩道上は路面から3m以上
車道上は路面から4.5m以上であること。



※ 道路上に突き出す場合は、道路法の占用許可も受けなければなりません。

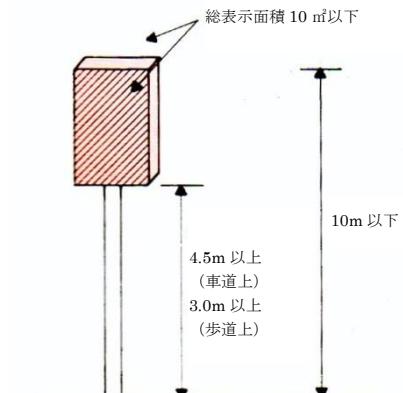
2 建物から独立して出される屋外広告物の基準

建物から独立して出される屋外広告物のうち、広告板、広告塔、サインポール（※）の基準は、次のとおりです。

※ サインポールとは、広告板、広告塔のうち一本の柱で設置されているものをいいます。

基準

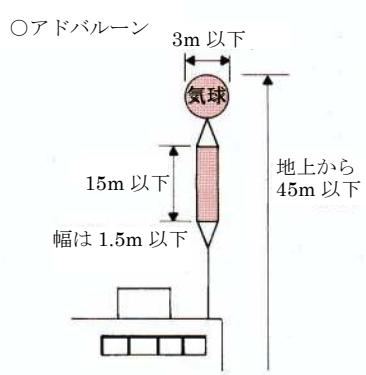
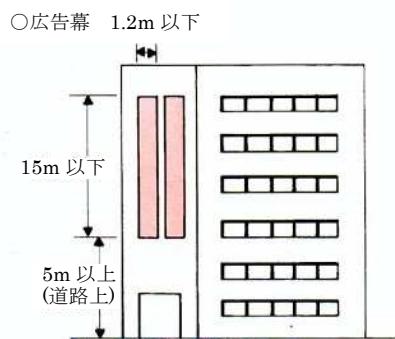
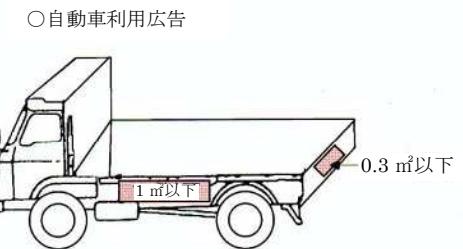
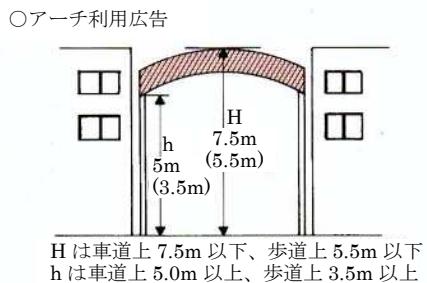
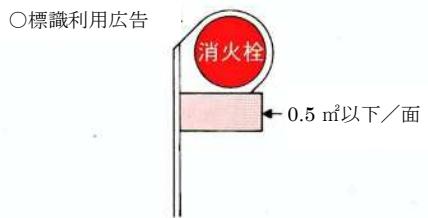
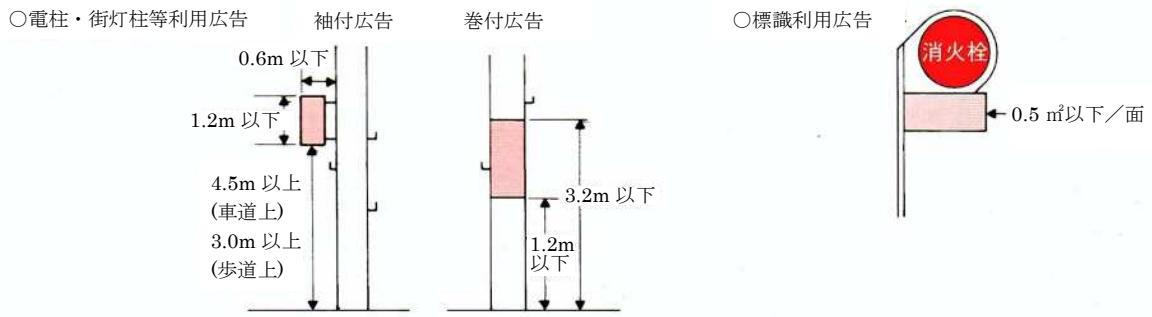
- 1 総表示面積は10m²以下であること。ただし、自家広告物にあっては60m²以下であること。複数の表示面がある場合は、その合計面積が10m²以下（自家広告物は60m²以下）であること。
- 2 上端の高さは、地上から10m以下であること。
- 3 道路上に突き出していないこと。ただし、自家広告物で道路上に突き出す場合（※）は、下端の高さが
歩道上は路面から3m以上
車道上は路面から4.5m以上であること。
- 4 市街化調整区域においては、使用されている色のうち、面積が最大のものの色相は、色相R、YRでは彩度8以下、色相Y～RPでは彩度6以下とすること。ただし、自家広告物については、この限りではない。



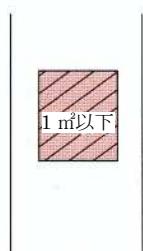
※ 道路上に突き出す場合は、道路法の占用許可も受けなければなりません。

3 その他の屋外広告物の基準

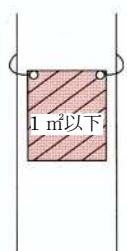
広告物の種類		許可の基準	
電柱 街灯柱等 利用広告	袖付 広告	縦・出幅	1.2m以下×0.6m以下
		路面から下端までの高さ	歩道上：3m以上 車道上：4.5m以上
		その他	車道寄りの歩道部分に位置する電柱等を利用する場合は、歩道の中央部分に向けて突き出すこと
卷付 広告	上端の高さ	地上から 3.2m以下	
		下端の高さ	地上から 1.2m以下
標識利用広告	表示面積	0.5 m ² 以下／面	
アーチ利用広告	アーチ 部分利 用	路面から上端ま での高さ	歩道上：5.5m以下 車道上：7.5m以下
		路面から下端ま での高さ	歩道上：3.5m以上 車道上：5m以上
	支柱部 分利用	上端の高さ	地上から 3m以下
		下端の高さ	地上から 1.2m以上
自動車利用広告	広告宣伝用自動車	広告宣伝用自動車であること	
	広告宣伝用自動車以外	各側部 1 m ² 以下 後部 0.3 m ² 以下	
掛 看 板	表示面積	2 m ² 以下	
	路面から下端までの高さ	歩道上：3 m以上 車道上：4.5m以上	
広 告 幕	長さ・幅	15m以下×1.2m以下	
	路面から下端までの高さ	5 m以上	
ア ド バ ル 一 ン	気球の大きさ	直径 3 m以下	
	広告幕（網）の長さ・幅	15m以下×1.5m以下	
	上端の高さ	地上から 45m以下	
は り 紙	表示面積	1 m ² 以下	
は り 札	表示面積	1 m ² 以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	
広 告 旗	縦・横	1.8m以下×0.6m以下	
	高さ	3 m以下	
	その他	道路上に突き出していなこと	
		表示者の連絡先を明示すること	
立 看 板	縦（脚部を含む）・横	1.8m以下×0.6m以下	
	その他	表示者の連絡先を明示すること	



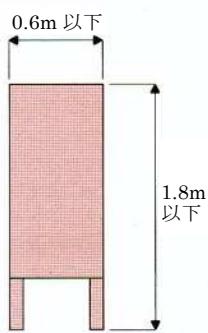
○はり紙



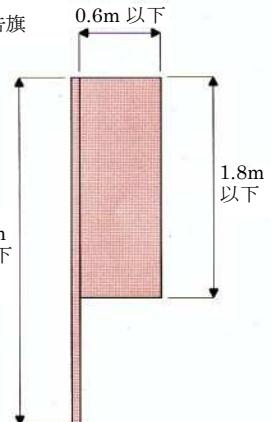
○はり札



○立看板



○広告旗



IV 適用除外の屋外広告物

適用除外の屋外広告物の区分とその内容、そして禁止地域などの取り扱いは次のとおりです。

広告物の基準	内容	出禁止する地域でも	出禁止する物件でも	物件はり紙等の禁止でも出せる	適用除外となる基準等										
法令の規定により表示する広告物	建築基準法、道路法、その他の法令の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎											
選挙運動のために表示する広告物	公職選挙法による選挙運動期間中に、同法の規定に基づき表示するもの	◎	◎	◎											
国等が表示する広告物	国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示する広告物	◎	◎	◎	表示期間が1年を超える、上端の高さが10mを超える、表示面積が10m ² を超える、いずれにも該当する場合は、市長への協議が必要										
寄贈者名を表示するための広告物	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示するもの	◎	◎	◎	表示面積:表示方向から見た施設等の面積の20分の1以下で、かつ、0.5m ² 以下										
慣例その他特別の理由による広告物	慣例その他特別の理由により市長が認めるもの	◎	◎	◎	学校が一時的に表示する広告物等										
自家広告物	自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に、自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するもの				自家広告物の基準（1）（2）を参照ください										
乗用車又は貨物自動車に表示する広告物	乗用車又は貨物自動車に、自己の氏名、店名、会社名等及び商標、商品名等のみを表示するもの	◎	—	—											
禁止物件の場合	石垣、擁壁、送電塔、送受信塔、照明塔、煙突、ガスタンク、水道タンクその他のタンクに限る	×	○	×	石垣、擁壁=表示面積5m ² 以下 送電塔、ガスタンク等=表示面積15m ² 以下										
管理用広告物	自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの	◎	×	×	表示面積:2m ² 以下/個										
禁止物件の場合		×	○	○	※										
冠婚葬祭用の広告物	冠婚葬祭、祭礼のため一時的に表示するもの	◎	×	◎											
催し物用の広告物	講演会等のため、その会場の敷地内に表示するもの	◎	×	×											
タクシーに表示する広告物	タクシーに他者の広告物を表示するもの	◎	—	—	表示面積:各側部1m ² 以下、後部0.3m ² 以下										
バスに表示する広告物	路線バスや貸切バスに他者の広告物を表示するもの	◎	—	—	表示面積:底部を除く表面積の10分の3以下 (窓、ドア等のガラス面は表示不可)										
他の都道府県市の条例の規定に従って表示される自動車の広告物	他の都道府県市を使用の本拠地とする自動車で、その都道府県市の条例に従って表示するもの	◎	—	—											
人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示する広告物	人、動物、車両(自動車を除く)、船舶に表示するもの	◎	—	—											
公共掲示板に表示する広告物	地方公共団体が設置する公共掲示板にその団体の許可等を得て表示するもの	◎	—	—											
工事現場の仮囲いに表示する広告物	工事期間中に宣伝を目的とせず、周囲の景観に調和した絵若しくは写真、又は工事施工者名等を表示するもの	◎	—	—	工事施工者等の氏名、名称、店名又は商標を表示する場合は、仮囲いの面積の20分の1以下										
自治会の掲示板に表示する広告物	自治会等が公共的目的をもって設置する掲示板にその自治会等の定めにより表示するもの	◎	—	—											
ガスタンク等に表示する自家広告物	周囲の景観に調和した絵又は写真を表示するもの	×	○	—											
當利を目的としない立看板等	政治、労働、宗教等の當利を目的としない活動のためのはり紙、はり札、広告旗、立看板	×	×	○	表示期間が15日を超える										
		×	×	◎	<table border="1"> <tr> <td>はり紙</td><td>1m²以下</td></tr> <tr> <td>はり札</td><td>1m²以下</td></tr> <tr> <td>表示面積等</td><td>縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと</td></tr> <tr> <td>立看板</td><td>縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下</td></tr> <tr> <td>表示内容</td><td>表示の始期と終期を明示。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示</td></tr> <tr> <td>表示期間</td><td>15日以内</td></tr> </table>	はり紙	1m ² 以下	はり札	1m ² 以下	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと	立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	表示内容	表示の始期と終期を明示。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示
はり紙	1m ² 以下														
はり札	1m ² 以下														
表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下で高さは3m以下、道路上に突き出していないこと														
立看板	縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下														
表示内容	表示の始期と終期を明示。はり札、広告旗及び立看板は、表示者の氏名、住所も明示														
表示期間	15日以内														
案内用の広告物	道標、案内図板、公共的目的一又は公衆の利便に供する目的のためにはり紙等を表示するもの	○	×	×	表示面積:10m ² 以下										

◎:適用除外基準に合致すれば許可手続き不要で表示可能 ○:許可を受ければ表示可能 ×:表示することができない

※ 表示面積: 2m²以下／個+「共通基準」を満たすものは、さらに禁止地域及び許可の適用除外になる

自家広告物の基準（1）

自家広告物の基準【禁止地域】

区分		許可不要で出せる (条例第8条第2項第1号、規則別表第1)	許可を受ければ出せる (条例第8条第5項第1号、規則別表第2)
建造物を利用した広告物	屋上利用広告物	表示面積 5 m ² 以下	全壁面面積の10分の1以下(木造建築物の場合は10 m ² 以下) ただし、10分の1が10 m ² 未満の場合は10 m ² 以下
	壁面利用広告物	広告物の上端の高さ 地上からの高さが10m以下かつ、広告物自体の高さは2m以下	地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下 ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建築物の場合は地上から12m以下)
	その他	壁面から突き出していないこと	壁面から突き出していないこと
突出し広告物	壁面利用広告物	表示面積 一面の壁面につき、その壁面面積(開口部を含む)の5分の1以下で、かつ、10 m ² 以下	一面の壁面につき、その壁面面積(開口部を含む)の5分の1以下 ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3以下
	広告物の上端の高さ	軒高以下	同左
	その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	同左
建造物から独立した広告物 (広告板、広告塔、サインポール)	表示面積 広告物の上端の高さ	3 m ² 以下 壁面の高さ以下	6 m ² 以下 壁面の高さ以下
	広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
	壁面からの突出し幅	1m以下	1.2m以下
	その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
	表示面積 広告物の上端の高さ	5 m ² 以下 地上から7m以下	10 m ² 以下 地上から10m以下
掛看板	広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
	設置個数	3個以下	4個以下
広告幕	その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
	表示面積	1 m ² 以下	2 m ² 以下
	広告物の長さ	10m以下	15m以下
広告旗	広告物の幅	1m以下	1.2m以下
	表示面積等	縦1.8m以下×横0.6m以下	2 m ² 以下
	高さ	3m以下	3m以下
はり紙、はり札及び立看板	その他	道路上に突き出していないこと	道路上に突き出していないこと
	表示面積等	はり紙、はり札は1 m ² 以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	
	その他	道路上に突き出していないこと	

自家広告物の基準（2）

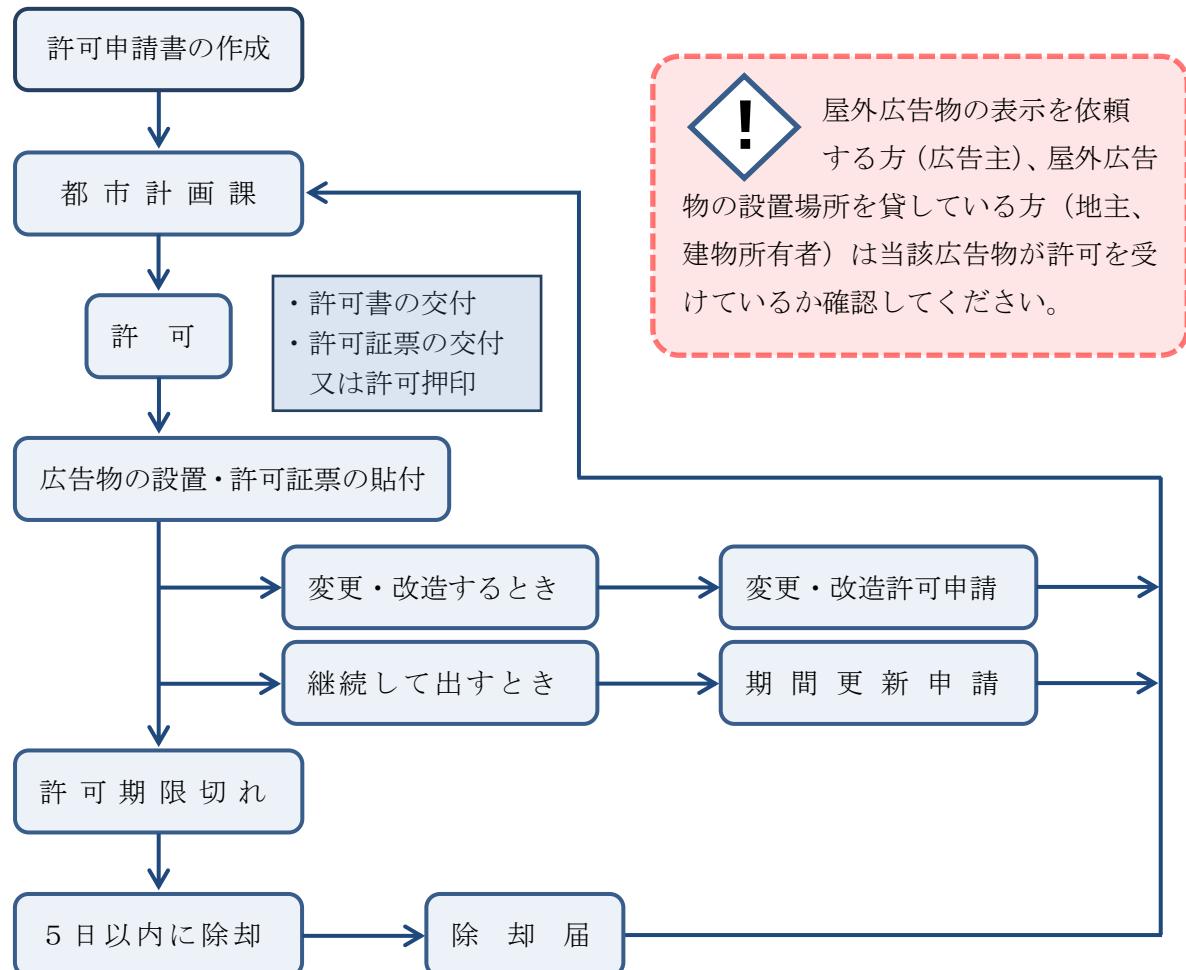
自家広告物の基準【許可地域】

区分		許可不要で出せる (条例第8条第2項第1号、規則別表第1)	許可を受ければ出せる (条例第7条、規則別表第2)
建造物を利用した広告物	屋上利用広告物	表示面積 表示面積全壁面面積の10分の1以下(木造建築物の場合は10m ² 以下) ただし、10分の1が10m ² 未満の場合は10m ² 以下同左	(許可不要以上の基準なし)
	壁面利用広告物	広告物の上端の高さ 地上からの高さが軒高の3分の5以下で、かつ、48m以下 ただし、3分の5が12m未満の場合は12m以下(木造建築物の場合は地上から12m以下)	
	その他	壁面から突き出していないこと	
突出し広告物	表示面積	一面の壁面につき、その壁面面積(開口部分を含む)の5分の1以下 ただし、都市計画法第8条第1項の規定による近隣商業地域及び商業地域にあっては10分の3以下	(許可不要以上の基準なし)
	広告物の上端の高さ	(基準なし)	
	その他	3階以上の窓又は開口部の全部又は一部をふさがないこと	
	表示面積	(基準なし)	同左
	広告物の上端の高さ	壁面の高さ以下	同左
建造物から独立した広告物 (広告板、広告塔、サインポール)	広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
	壁面からの突出し幅	1.2m以下	1.2m以下
	その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
	表示面積	10m ² 以下	60m ² 以下
	広告物の上端の高さ	地上から10m以下	同左
掛看板	広告物の下端の高さ	(基準なし)	歩道上:3m以上、車道上:4.5m以上
	設置個数	4個以下	(基準なし)
広告幕	その他	道路上に突き出していないこと	(道路上に突き出す場合には道路占用許可が必要)
	表示面積	2m ² 以下	2m ² 以下(下端の高さ基準あり)
広告旗	広告物の長さ	15m以下	(許可不要以上の基準なし)
	広告物の幅	1.2m以下	
はり紙、はり札及び立看板	表示面積等	2m ² 以下	
	高さ	3m以下	(許可不要以上の基準なし)
	その他	道路上に突き出していないこと	
はり紙、はり札及び立看板	表示面積等	はり紙、はり札は1m ² 以下 立看板は縦(脚部を含む)1.8m以下×横0.6m以下	同左
	その他	道路上に突き出していないこと	連絡先が明示されていること

V 許可の手続きと手数料

1 許可等の手続きの流れ

屋外広告物の許可手続きは、次のとおりです。



なお、その他関係法令に基づく手続きの必要なものがあります。

事 項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地で上空を占用する場合	道路占用許可（道路法）	道路管理者（国・県・市道路管理課）
設置にあたって道路敷地を使用する場合	道路使用許可（道路交通法）	春日部警察署
工作物自体が高さ4mを超える場合	工作物の確認（建築基準法）	市建築課、指定確認検査機関
ネオン管、水素使用のアドバルーンなどは、「消防法」の規定による届出が必要となる場合があります。		市消防本部
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		春日部保健所
土地区画整理事業区域内では、「土地区画整理法」の規定による申請等が必要となる場合があります。		市土地区画整理事務所
農地法に関する事項		市農業委員会
河川法に関する事項		河川管理者（国・県・市河川課）

2 許可申請等に係る必要書類等

区分	様式の名称	添付書類								必要部数
		案内図	現状の写真	及び設計図	広告物の仕様書	借用承諾書等の等	管理者の資格を	検査報告書	屋外広告物等点	
新たに許可申請する場合 (既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合)	屋外広告物等許可申請書	○	○	○	○	△1	×	×	×	正副各1部（添付書類も同様）
許可期間を更新する場合	屋外広告物等許可期間更新申請書	○	○	×	○	△1	○	○	○	1部（添付書類含む）
表示する広告物のみ変更する場合	屋外広告物等変更・改造許可申請書	○	○	○	×	△1	×	×	×	1部（添付書類含む）
広告物を掲出する物件自体の規模等を変更する場合							○	○	○	
許可された広告物を除却したとき	除却届	×	◎	×	×	×	×	×	×	1部（添付書類含む）
管理者を新たに設置したとき	屋外広告物等管理者設置・廃止届	×	×	×	×	△1	×	×	×	1部（添付書類含む）
広告物の変更はないが、表示・設置者又は管理者が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)変更届	×	×	×	×	△1	×	×	×	1部（添付書類含む）
表示・設置者又は管理者の氏名（名称）、住所が変更になったとき	屋外広告物等表示・設置者(管理者)氏名・名称・住所変更届	×	×	×	×	×	×	×	×	1部（添付書類含む）
許可された広告物が滅失したとき	屋外広告物等滅失届	×	×	×	×	×	×	×	×	1部（添付書類含む）

△1：上端の高さが4mを超えるものについては○

◎：除却前後の写真

※各申請について代理人による申請等の場合は委任状も必要

3 許可手数料と許可期間を定める基準

許可申請をする場合は、屋外広告物の種類や面積に応じて許可申請手数料が必要です。

また、許可期間は、3年を限度としており、種類に応じて次の基準があります。

種類	単位	金額	許可期間基準
広告塔	1 m ²	350 円	3年以内
広告板（サインポール）	1 m ²	350 円	
電柱、街灯柱その他電柱に類するものの利用広告	1 個	350 円	
標識利用広告	1 個	170 円	
アーチ利用広告	1 基	3,500 円	
自動車利用広告	広告宣伝用自動車を利用するもの	1 台	2,000 円
	その他のもの	1 台	800 円
掛看板	1 個	700 円	1年以内
広告幕(つり下げを含む)	1 張	350 円	3月以内
アドバルーン	1 個	1,750 円	
紙製又は布製の立看板	1 個	170 円	1月以内
前記以外の立看板	1 個	350 円	
はり紙	50 枚	350 円	
はり札	10 枚	350 円	
広告旗	1 本	350 円	

※ 広告塔又は広告板で、単位 1 m²未満のものは、1 m²として計算します。

※ はり紙で単位 50 枚未満のものは、50 枚として計算します。

※ はり札で単位 10 枚未満のものは、10 枚として計算します。

許可証票

許可を受けると許可証票（シール）が交付されますから、許可された屋外広告物に貼付してください。なお、はり紙など証票のなじみにくいものには許可の押印をします。



屋外広告物の設置を依頼する場合には…

埼玉県知事の登録を受けた屋外広告業者でなければ、市内で、屋外広告物の設置はできません。

屋外広告物の設置を業者に依頼する場合は、埼玉県に「屋外広告物業の登録をした業者」へ依頼してください。

なお、登録済みの業者であるかどうかは、埼玉県田園都市づくり課、埼玉県ホームページでご確認ください。

VI その他の注意事項

◎ 安全性の確保義務

屋外広告物が強風等により倒壊や落下して、通行する人などに被害を与える事故が発生しています。事故を未然に防ぐためにも、屋外広告物は十分信頼のおける品質で、強度的にも余裕のある材料を用いて製作してください。また、架構部材や取付部分などに腐食や変形がないかなどを定期的に点検し、事故を防止するために万全の注意を払ってください。

◎ 管理義務

近年、全国的に老朽化などによって屋外広告物の落下事故や倒壊事故が発生しており、その安全性の確保が課題となっております。

このような背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物や掲出物件の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者には、広告物や掲出物件について、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持するよう管理が義務付けられています。

- 表示者 … 広告物を出す者（広告主、広告主の依頼を受けて表示する広告業者など）
- 設置者 … 掲出物件を工事又は設置する者（掲出物件を設置する広告業者、自ら設置する者など）
- 管理者 … 所有者や占有者の依頼を受けて広告物や掲出物の維持管理を行う者（広告業者など）
- 所有者 … 広告物または掲出物件そのものを所有する者（掲出物件（アドバルーン等）のレンタル業者など）
- 占有者 … 広告物に表示された者（広告物に掲載された企業など）

◎ 管理者制度

許可を受ける屋外広告物や掲出物件のうち上端の高さが地上から4mを超えるものである場合には、専門知識を有する方にその広告物や掲出物件の管理をしていただくことが義務づけられています。

専門知識を有するとは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 埼玉県に屋外広告業の登録をした者
- (2) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (3) 埼玉県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 他の都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (5) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技術検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (6) 埼玉県知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

◎ 点検義務

屋外広告物や掲出物件の落下・倒壊といった事故を未然に防ぐなど、より一層の「安全性の向上」を図るため、点検等が義務づけられています。

① 点検義務

屋外広告物や掲出物件の表示者、設置者、管理者、所有者、占有者に対して、広告物や掲出物件の点検が義務づけられています。（はり紙等の軽易な広告物等、例外を除きます。）

② 点検項目

点検項目は下記のとおりです。

点検箇所	点 檢 項 目
基礎部 上部構造	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）の緩み、欠落
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化 等
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常
広告板	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 周辺機器の劣化、破損
その他	1 附属部材※の腐食、破損
	2 避雷針の腐食、損傷

※装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他附属品

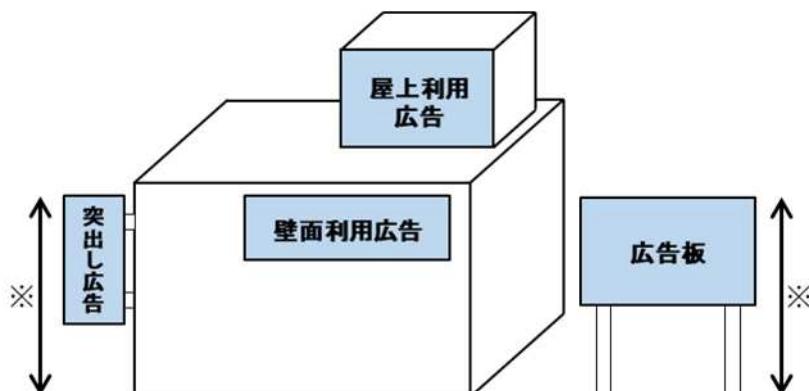
③ 有資格者による点検の義務

屋外広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、許可を受ける広告物や掲出物件のうち上端の高さが地上から4mを超えるものである場合には、資格を有する方にその広告物の点検をしていただくことが義務づけられています。

※許可を受けない広告物や掲出物件のうち上端の高さが地上から4mを超えるものについては、点検の努力義務が課されています。

資格を有する方とは、つぎのいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者（屋外広告士）
- (2) 埼玉県が開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核市の開催する屋外広告物の講習会を修了した者
- (4) 職業能力開発促進法に基づく次に掲げる者
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技術検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を修了した者
- (5) 埼玉県知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- (6) 建築士法第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
(一級建築士、二級建築士及び木造建築士)
- (7) 電気工事士法第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
(第一種電気工事士及び第二種電気工事士)
- (8) 電気事業法第44条第1項に規定する第一種電気主任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者
- (9) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練を修了した者であって帆布製品の製造又は取付けに係るもの
- (10) 一般社団法人日本屋外広告業団体連合会及び公益社団法人日本サイン協会が行う屋外広告物点検技能講習を修了した者



※上端の高さが4m超の場合は、有資格者による点検が義務（または努力義務）となります。

④ 許可（期間の更新及び変更・改造を含む。）申請時の点検報告の義務

屋外広告物の許可（期間の更新及び変更・改造を含む。）申請を行う際に点検の結果を報告することが義務づけられています。

◎ 除却義務

屋外広告物を表示する必要がなくなったときや許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときには、5日以内にその広告物を除却しなければなりません。

除却する広告物が許可を受けたものであるときは、除却した旨を市長に届け出なければなりません。（これを「除却届」といいます。）

◎ 違反広告物に対する措置

春日都市屋外広告物条例に違反して出された屋外広告物については、その表示者や設置者、管理者に改修、移転、除却などの措置が命じられます。

また、これに応じない場合には、強制的に除却することがあります。

《簡易除却について》

はり紙、はり札、広告旗、立看板のうち、下記の要件を満たすものは、その表示者や設置者、管理者に対し、除却する旨を所有者に伝えることなく除却することが認められています。

これを「簡易除却」といいます。

簡易除却の対象となる広告物の要件は次のとおりです。

- ・屋外広告物条例に明らかに違反しているもの
- ・管理されずに放置されているもの（はり紙を除く）

◎ 罰則

春日都市屋外広告物条例に違反した場合は、罰金刑に処せられることがあります。

例示すると、

- 許可が必要な屋外広告物を無許可で出したとき
- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を出したとき
- 除却命令等に従わなかったとき

などです。

春日部市都市計画課

〒344-8577

春日部市中央 6-2

Tel 048-736-1111（代表）

第1版 平成27年 3月作成

第2版 平成27年12月改訂

第3版 令和2年 3月改訂

第4版 令和4年 4月改訂

